

岩手県告示第296号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

令和3年4月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 埋立てのしゅん功認可をした年月日 令和3年3月29日
- 2 埋立てのしゅん功認可を受けた者の住所及び名称
 - (1) 住所 下閉伊郡普代村第9地割字銅屋13番地2
 - (2) 名称 普代村
- 3 埋立区域
 - (1) 位置 下閉伊郡普代村第17地割字野胡桃29番22及び34番地先水面
 - (2) 区域 別紙図面のとおり。
 - (3) 面積 900.70平方メートル
- 4 埋立ての免許の年月日及び番号 平成30年11月19日岩手県指令漁港第514号
- 5 埋立地の所在市町村 普代村

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県農林水産部漁港漁村課及び県北広域振興局水産部漁港漁村課に備えておいて縦覧に供する。